

市第 161 号議案

横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定

横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、横浜市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(区新型インフルエンザ等対策本部)

第 5 条 本部長は、区の区域における本部の事務を処理するため、本部に区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区本部」という。）を置くことができる。

- 2 区本部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 区本部に区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区本部長」という。）を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 区本部長は、区本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、横浜市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（条例への委任）

第 26 条 第 22 条から前条まで及び第 33 条第 2 項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第 34 条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

（第 2 項省略）

（準用）

第 37 条 第 25 条及び第 26 条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第 25 条中「第 21 条第 1 項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第 32 条第 5 項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第 26 条中「第 22 条から前条まで及び第 33 条第 2 項」とあるのは「第 34 条から第 36 条まで及び第 37 条において読み替えて準用する第 25 条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。